

## 自営業等申立書 ※就労証明書(表)と併せて提出が必要です。

1週間の就労状況 ※平均的な1週間の就労状況をご記入ください。

| 時間    | 例                     | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|-------|-----------------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 6時    |                       |   |   |   |   |   |   |   |
| 7時    |                       |   |   |   |   |   |   |   |
| 8時    | 8:00～12:00<br>現場にて作業  |   |   |   |   |   |   |   |
| 9時    | (〇〇建設<br>依頼分)         |   |   |   |   |   |   |   |
| 10時   |                       |   |   |   |   |   |   |   |
| 11時   |                       |   |   |   |   |   |   |   |
| 12時   | 休憩                    |   |   |   |   |   |   |   |
| 13時   | 移動                    |   |   |   |   |   |   |   |
| 14時   | 14:00～17:00<br>現場にて作業 |   |   |   |   |   |   |   |
| 15時   |                       |   |   |   |   |   |   |   |
| 16時   |                       |   |   |   |   |   |   |   |
| 17時   |                       |   |   |   |   |   |   |   |
| 18時   |                       |   |   |   |   |   |   |   |
| 19時   |                       |   |   |   |   |   |   |   |
| 20時以降 |                       |   |   |   |   |   |   |   |

### 添付資料について ～必ずお読みください～

会社が証明する就労証明書と異なり、自営業申立書は自己申告です。次の書類(①+②)を提出することにより、入所の選考において、客観的資料として取り扱います。

※①または②のどちらかひとつでも不備・添付漏れがあった場合は、保育所申込等対象外です。

#### ①確定申告等

直近の確定申告で自営業の収入の申告をされた方は、受付印の押された「確定申告書」の控え、または受付印の押された「村・県民税の申告書」の写し

①の書類と、次の②ア～オの書類(いずれか一つ)を提出してください。

#### ②その他客観的資料

- ア. 税務署の受付印が押された「個人事業開業届出書(控)」の写し
- イ. 保険所等公的機関が発行する「営業許可証」等
- ウ. その事業を始めるにあたって資格を必要とし、その資格証に開業している事実(事業所の所在地)が記入されている場合は、資格証
- エ. 委託販売契約における委託業者との契約書等
- オ. 上記の書類がない場合は、その業態に応じた自営業者としての証拠資料  
例: 請負契約書、仕入帳簿、売上帳簿、仕入伝票、入会申込書等、名刺、宣伝用チラシやパンフレットなど

※父、母ともに同じ自営業の場合、添付資料が全く同一になる場合は、一部のみ提出してください。

※書類提出後、電話や訪問等による就労確認をする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。